

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第21号

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(助成の方法の特例に係る申請の特例)

- 2 医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内の日が令和2年3月1日から令和3年3月30日までの間に到来する場合における第8条第2項の適用については、同項中「医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に」とあるのは「令和3年3月31日までに」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月1日から適用する。